広 島 市 告 示 第 466 号
令 和 8 年 10 月 29 日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長　松井　一實

| 名　　称 | 所　　在　　地 | 指定年月日 | 指定有効期限 |
|---|---|---|---|
| カルム訪問看護ステーション西 | 広島市西区草津新町二丁目14-17　1F | 令和8年10月1日 | 令和14年9月30日 |
| 訪問看護ステーション　やじろべえ | 広島市安佐南区大町東三丁目29番20号 | 令和8年10月1日 | 令和14年9月30日 |
| 訪問看護ステーション　スープ矢野 | 広島市安芸区矢野西四丁目30番18号 | 令和7年5月1日 | 令和13年4月30日 |